

地域の権利擁護 支援体制づくり

K-ねっと※

に関するお困り事は

※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

に

- 研修通りに進めてもうまく
いかない…
- 先進事例を教えてほしい…
- 〇〇との連携をどうしたら
よい？
- 対応に困っている
ケースの助言がほしい。

ご相談
ください

電話でもメールでも
お気軽にどうぞ！



<相談の流れ>

自治体・中核機関

①相談 ②助言

K-ねっと

- 専門相談員(アドバイザー)
 - ・日本弁護士連合会
 - ・成年後見センター・リーガルサポート
 - ・日本社会福祉士会
 - ・自治体職員

連携

厚生労働省
成年後見制度利用促進室

<事業概要>

- 成年後見制度利用促進基本計画では、全国どの地域においても必要な人が制度を利用できる地域の権利擁護支援体制づくりを進めています。
- しかし、自治体では、中核機関の整備の進め方など体制づくりに関する相談先がなかったり、中核機関整備後も、任意後見・補助・保佐など判断の事例が自分の地域に少ないため、対応に困る場合も少なくありません。
- そこで、中核機関にアドバイザーを配置できていない自治体や、都道府県のバックアップセンターなど後方支援体制が確立できていない地域でも、後方支援を受けながら、しっかりと体制整備に取り組んでいただけるよう、全国的なサポート窓口を開始します。

お問合せ・ご相談

全国相談支援体制強化事業

権利擁護支援体制全国ネット:K-ねっと
(運営:社会福祉法人全国社会福祉協議会)

受付時間:月～金
9時30分～17時30分

☎ 03-3580-1755

✉ k-net@shakyo.or.jp

厚生労働省委託事業

- ◆ 本相談窓口は、全国各地の権利擁護支援体制の整備を推進することを目的に、**市町村や都道府県の担当者、中核機関職員等を対象として**相談対応を行っています。
- ◆ 成年後見制度の利用に関する一般の方々からの問合せについては、ご地元の相談窓口（中核機関、権利擁護センター等）をご利用ください。

K-ねっと相談窓口のご利用にあたって

①目的

K-ねっとの相談事業は、どの地域においても、権利擁護支援を必要とする人が適切に成年後見制度等を利用できるよう、全国的な体制整備を後押しすることを目的としています。

②相談対象

自治体（都道府県、市区町村）の担当者や中核機関の職員を主な対象としています。

③利用方法

電話もしくはメールにてご相談ください。

メールの場合も、K-ねっとから折り返し電話で確認させていただくことがありますので、連絡先を記載してください。

④相談対応の基本的な考え方

- 相談者が、当該地域の行政や社協、専門職（団体）、当事者団体、家庭裁判所等の関係者と連携して課題を解決していくことができるよう、相談内容をうかがって方針検討のポイントの整理をお手伝いをするとともに、他の自治体の取組等の参考情報を提供したり、必要に応じて相談先を紹介することを基本的な姿勢としています。
- 都道府県が圏域の体制整備を進めるうえで参考にできるよう、相談者の了解を得たうえで、都道府県の成年後見制度利用促進主管課に相談内容やK-ねっとからの回答内容をお伝えすることがあります。

⑤個人情報の取り扱い

- 相談受付実績は、統計的に処理し、相談者の所属や自治体名は公表しません。
- 個別事例に関して相談される場合は、個人が特定されることのないよう、事例情報を匿名化したうえでご相談ください。
- 回答内容の検討やK-ねっとの相談事業の評価・改善のため、相談内容を厚生労働省及び本事業運営委員会、専門相談員、スーパーバイザー、K-ねっと事務局（全社協地域福祉部）に限り共有します。

